

バーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示

銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日金融庁告示第15号）、銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等に規定する報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日金融庁告示第21号）、（いわゆるバーゼルⅡ 第3の柱に基づく開示）として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示しております。

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

①連結子会社の数

連結される子会社 5社

②連結子会社の名称及び主要な業務

- ・東和オフィス株式会社（ATM監視センター業務・東和銀行の受託業務）
- ・東和信用保証株式会社（信用保証業務）
- ・東和カード株式会社（クレジットカード業務）
- ・東和銀リース株式会社（リース業務）
- ・東和フェニックス株式会社（金融関連業務）

(3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
比例連結方式を適用している金融関連法人はございません。

(4) 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の名称及び主要な業務の内容
対象となる会社はございません。

(5) 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものまたは同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
対象となる会社はございません。

(6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概 要
普通株式	30,375万株	完全議決権株式
取得請求権付第一種優先株式	143万株	
取得請求権付第二種優先株式	17,500万株	
期限付劣後債務	4,000百万円	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが〔Tier1+Tier2+その他の有価証券含み益の45%〕を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確認しております。また、自己資本比率、Tier1比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の割合に応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を常務会及び取締役会に報告しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、審査部が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っています。審査部は、モニタリング結果を定期的に常務会に報告しています。

当行では、行内格付制度を導入しています。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行ううえで、行内格付を利用して

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しています。

○自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、中小企業等向けエクスポージャーを除く全ての法人等向けエクスポージャーについて、100%のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、ムーディーズ・ジャパン (MDY)、スタンダード&プアーズ (S&P)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、株式会社格付投資情報センター (R&I) の格付を採用しています。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、そのうえで、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、及び保証会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保事務手続」、「保証人事務手続」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行っています。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、詳細な規程を定めています。

また、貸出金と預金の相殺を行える取引としては、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引を対象としており、「貸出共通事務手続」等の行内規程に基づいて、手続きを行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保及び適格保証、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式^(注)により算出した信用リスク量の把握・管理を行っています。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外性的事象が生起することから、生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクに関し、リスク管理方針を定め、事務リスク、システム・リスク、その他のリスクに区分して管理しています。

主管部である事務部においては、事務リスク及びシステムに関わる事故データ等の管理・蓄積を行っているほか、リスクの状況に関して経営陣に定期的に報告しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しています。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

8. 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、投資事業組合の事業報告に基づき、適正な会計処理を行っています。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては、時価評価及びバリュー・アット・リスク (VaR)^(注)によりリスク量を計測し、予め定めた損失限度枠の遵守状況をモニタリングしています。

また、非上場株式、子会社・関連会社株式、その他の株式等で時価のないものにつきましては、自己査定のプロセスの中で、財務諸表に基づいて算定する純資産額と取得簿価との比較による評価を行っています。

(注) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行が管理するリスクの一つとして、市場リスクがあります。市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、統合リスク管理部門が市場リスクの状況をモニタリングしています。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

統合リスク管理部門は、市場リスクの状況について、毎月、資金管理部会（常務会）において経営陣に報告しており、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

(2) 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベース・ポイント・バリュー (BPV)^(注1)、ギャップ分析^(注2)、バリュー・アット・リスク (VaR) などの計測手法を用いて、計量しています。

その他、ストレス・テストやシミュレーションを行い、金利が大きく変動した場合等の想定しうる金利リスク量や損失額等の把握を行っています。

(注1) BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益

(注2) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

【定量的な開示事項】（平成24年3月期）

1. 連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当会社はありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

(1) 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項 目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
基本的項目 (Tier 1)	資 本 金	38,653	38,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	資 本 剰 余 金	31,205	31,190
	利 益 剰 余 金	9,432	16,238
	自 己 株 式 (△)	109	180
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	社 外 流 出 予 定 額 (△)	1,088	1,350
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
	新 株 予 約 権	28	66
	連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 持 分	91	108
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
	の れ ん 相 当 額 (△)	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—	
計 (A)	78,212	84,726	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{注1}	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,666	2,538
	一 般 貸 倒 引 当 金	5,566	6,116
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	4,000	4,000
	うち永久劣後債務 ^{注2}	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{注3}	4,000	4,000
計	12,233	12,654	
うち自己資本への算入額 (B)	12,233	12,654	
控除項目	控 除 項 目 ^{注4} (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	90,446	97,381
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	889,907	904,907
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	18,510	16,519
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (E)	908,417	921,426
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	54,371	57,151
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,349	4,572
計 (E) + (F) (H)	962,789	978,577	
連結自己資本比率（国内基準） = (D) / (H) × 100	9.39%	9.95%	
(参考) Tier 1比率 = (A) / (H) × 100	8.12%	8.65%	

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(2) 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項 目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
基本的項目 (Tier 1)	資 本 金	38,653	38,653
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	資 本 準 備 金	17,500	17,500
	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,705	13,690
	利 益 準 備 金	346	616
	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,891	15,099
	そ の 他	—	—
	自 己 株 式 (△)	109	180
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	社 外 流 出 予 定 額 (△)	1,088	1,350
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	—
	新 株 予 約 権	28	66
	営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
	の れ ん 相 当 額 (△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—	
計 (A)	77,926	84,095	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{注1}	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,666	2,538
	一 般 貸 倒 引 当 金	5,337	6,141
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	4,000	4,000
	うち永久劣後債務 ^{注2}	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{注3}	4,000	4,000
計	12,004	12,680	
うち自己資本への算入額 (B)	12,004	12,680	
控除項目	控 除 項 目 ^{注4} (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	89,930	96,775
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	894,255	910,087
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	18,510	16,519
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (E)	912,765	926,607
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	53,172	56,110
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,253	4,488
計 (E) + (F) (H)	965,938	982,717	
単体自己資本比率（国内基準） = (D) / (H) × 100		9.31%	9.84%
(参考) Tier 1比率 = (A) / (H) × 100		8.06%	8.55%

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

3. 自己資本の充実度に関する事項

(連結)

(単位：百万円)

項 目	平成23年3月31日		平成24年3月31日	
	リスク・アセット (D)	所要自己資本額	リスク・アセット (D)	所要自己資本額
信用リスク (標準的手法)	908,417	36,336	921,426	36,857
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	165	6	161	6
9. 我が国の政府関係機関向け	4,627	185	5,998	239
10. 地方三公社向け	75	3	75	3
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,482	419	8,960	358
12. 法人等向け	543,953	21,758	562,732	22,509
13. 中小企業等向け及び個人向け	105,581	4,223	116,067	4,642
14. 抵当権付住宅ローン	102,651	4,106	99,709	3,988
15. 不動産取得等事業向け	64,139	2,565	58,876	2,355
16. 三月以上延滞等	8,916	356	8,244	329
17. 取立未済手形	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	9,092	363	9,194	367
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	98	3	71	2
21. 上記以外	39,774	1,590	34,406	1,376
22. 証券化 (オリジネータの場合) (うち再証券化)	—	—	—	—
23. 証券化 (オリジネータ以外の場合) (うち再証券化)	—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付けとする資産	347	13	407	16
オフ・バランス取引等	18,510	740	16,519	660
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	54,371	2,174	57,151	2,286
総所要自己資本額		38,511		39,143

(注) 所要自己資本額 = リスク・アセット × 4%

(単体)

(単位：百万円)

項 目	平成23年3月31日		平成24年3月31日	
	リスク・アセット (D)	所要自己資本額	リスク・アセット (D)	所要自己資本額
信用リスク (標準的手法)	912,765	36,510	926,607	37,064
1. 現金	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	165	6	161	6
9. 我が国の政府関係機関向け	4,627	185	5,998	239
10. 地方三公社向け	75	3	75	3
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,472	418	8,950	358
12. 法人等向け	560,491	22,419	578,766	23,150
13. 中小企業等向け及び個人向け	105,238	4,209	115,819	4,632
14. 抵当権付住宅ローン	102,651	4,106	99,709	3,988
15. 不動産取得等事業向け	64,139	2,565	58,876	2,355
16. 三月以上延滞等	6,165	246	5,999	239
17. 取立未済手形	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	9,092	363	9,194	367
19. 株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
20. 出資等	98	3	71	2
21. 上記以外	30,689	1,227	26,055	1,042
22. 証券化 (オリジネータの場合) (うち再証券化)	—	—	—	—
23. 証券化 (オリジネータ以外の場合) (うち再証券化)	—	—	—	—
24. 複数の資産を裏付けとする資産 オフ・バランス取引等	347	13	407	16
18,510	740	16,519	660	
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	53,172	2,126	56,110	2,244
総所要自己資本額		38,637		39,308

(注) 所要自己資本額 = リスク・アセット × 4%

4. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー地域別、業種別、残存期間別の期末残高

(連結)

平成23年3月31日

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	有価証券	デリバティブ取引		
国内	1,662,408	1,232,666	429,741	0	10,558
国外	40,303	—	40,303	—	—
地域別合計	1,702,711	1,232,666	470,044	0	10,558
製造業	191,634	173,678	17,955	—	944
農業、林業	972	972	—	—	4
漁業	140	140	—	—	140
鉱業、採石業、砂利採取業	109	109	—	—	—
建設業	72,859	71,771	1,087	—	678
電気・ガス・熱供給・水道業	3,325	1,395	1,930	—	—
情報通信業	7,264	4,942	2,321	—	42
運輸業、郵便業	32,472	31,348	1,124	—	10
卸売業、小売業	98,155	92,359	5,795	0	1,202
金融業、保険業	115,939	45,741	70,197	—	348
不動産業、物品賃貸業	210,930	205,342	5,588	—	1,861
各種サービス業	147,412	142,097	5,314	—	3,521
地方公共団体	428,653	91,640	337,012	—	—
その他	392,841	371,125	21,716	—	1,803
業種別計	1,702,711	1,232,666	470,044	0	10,558
1年以下	765,173	726,298	38,874	0	
1年超3年以下	263,145	175,842	87,303	—	
3年超5年以下	129,478	72,531	56,946	—	
5年超7年以下	167,741	68,439	99,302	—	
7年超10年以下	197,849	105,987	91,861	—	
10年超	123,070	44,627	78,443	—	
期間の定めのないもの	54,653	37,341	17,312	—	
その他	1,598	1,598	—	—	
残存期間別合計	1,702,711	1,232,666	470,044	0	

平成24年3月31日

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	有価証券	デリバティブ取引		
国内	1,681,723	1,251,518	430,197	7	9,454
国外	45,532	—	45,532	—	—
地域別合計	1,727,256	1,251,518	475,729	7	9,454
製造業	182,039	170,184	11,855	—	898
農業、林業	1,034	1,034	—	—	25
漁業	143	143	—	—	140
鉱業、採石業、砂利採取業	111	111	—	—	—
建設業	75,702	74,705	996	—	940
電気・ガス・熱供給・水道業	3,603	1,367	2,235	—	—
情報通信業	10,086	4,127	5,958	—	34
運輸業、郵便業	33,035	31,909	1,125	—	1
卸売業、小売業	97,266	91,700	5,566	0	972
金融業、保険業	126,473	47,858	78,608	7	210
不動産業、物品賃貸業	203,749	194,967	8,782	—	1,430
各種サービス業	143,578	140,375	3,202	0	3,017
地方公共団体	452,666	124,430	328,236	—	—
その他	397,764	368,602	29,162	—	1,782
業種別計	1,727,256	1,251,518	475,729	7	9,454
1年以下	785,670	747,228	38,433	7	
1年超3年以下	234,357	153,768	80,588	—	
3年超5年以下	155,050	80,223	74,826	—	
5年超7年以下	158,905	81,015	77,890	—	
7年超10年以下	170,354	86,937	83,416	—	
10年超	166,641	63,784	102,856	—	
期間の定めのないもの	55,552	37,835	17,717	—	
その他	723	723	—	—	
残存期間別合計	1,727,256	1,251,518	475,729	7	

(単体)

平成23年3月31日

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三ヶ月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフバランス取引	有価証券	デリバティブ取引	
国内	1,672,593	1,236,320	436,273	0	6,229
国外	40,303	—	40,303	—	—
地域別合計	1,712,896	1,236,320	476,576	0	6,229
製造業	191,592	173,647	17,945	—	913
農業、林業	972	972	—	—	4
漁業	140	140	—	—	140
鉱業、採石業、砂利採取業	109	109	—	—	—
建設業	72,859	71,771	1,087	—	682
電気・ガス・熱供給・水道業	3,325	1,395	1,930	—	—
情報通信業	7,207	4,915	2,291	—	15
運輸業、郵便業	32,491	31,348	1,143	—	10
卸売業、小売業	97,497	91,757	5,739	0	610
金融業、保険業	124,572	46,481	78,090	—	348
不動産業、物品賃貸業	218,403	212,814	5,588	—	1,364
各種サービス業	144,385	139,051	5,334	—	469
地方公共団体	427,348	91,640	335,707	—	—
その他	391,990	370,273	21,716	—	1,671
業種別計	1,712,896	1,236,320	476,576	0	6,229
1年以下	771,721	732,846	38,874	0	—
1年超3年以下	262,897	175,593	87,303	—	—
3年超5年以下	127,920	72,278	55,641	—	—
5年超7年以下	167,636	68,334	99,302	—	—
7年超10年以下	197,791	105,930	91,861	—	—
10年超	123,070	44,627	78,443	—	—
期間の定めのないもの	61,858	36,709	25,149	—	—
その他	—	—	—	—	—
残存期間別合計	1,712,896	1,236,320	476,576	0	—

平成24年3月31日

(単位：百万円)

	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三ヶ月以上延滞 エクスポージャー の期末残高
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフバランス取引	有価証券	デリバティブ取引	
国内	1,692,711	1,255,982	436,720	7	6,066
国外	45,532	—	45,532	—	—
地域別合計	1,738,243	1,255,982	482,253	7	6,066
製造業	181,997	170,152	11,844	—	867
農業、林業	1,034	1,034	—	—	25
漁業	143	143	—	—	140
鉱業、採石業、砂利採取業	111	111	—	—	—
建設業	75,702	74,705	996	—	940
電気・ガス・熱供給・水道業	3,603	1,367	2,235	—	—
情報通信業	10,037	4,108	5,929	—	15
運輸業、郵便業	33,034	31,909	1,124	—	1
卸売業、小売業	96,715	91,200	5,514	0	473
金融業、保険業	134,961	48,446	86,507	7	210
不動産業、物品賃貸業	211,374	202,592	8,782	—	1,430
各種サービス業	141,029	137,806	3,222	0	455
地方公共団体	451,363	124,430	326,932	—	—
その他	397,134	367,971	29,162	—	1,506
業種別計	1,738,243	1,255,982	482,253	7	6,066
1年以下	791,494	753,053	38,433	7	—
1年超3年以下	234,346	153,757	80,588	—	—
3年超5年以下	153,613	80,089	73,523	—	—
5年超7年以下	158,864	80,974	77,890	—	—
7年超10年以下	170,354	86,937	83,416	—	—
10年超	166,641	63,784	102,856	—	—
期間の定めのないもの	62,928	37,384	25,544	—	—
その他	—	—	—	—	—
残存期間別合計	1,738,243	1,255,982	482,253	7	—

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		連 結			単 体		
		期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成23年3月31日	8,421	△2,854	5,566	8,174	△2,837	5,337
	平成24年3月31日	5,566	701	6,267	5,337	818	6,155
個別貸倒引当金	平成23年3月31日	10,936	216	11,152	8,279	899	9,178
	平成24年3月31日	11,152	△2,784	8,368	9,178	△2,377	6,801
合 計	平成23年3月31日	19,357	△2,638	16,719	16,453	△1,937	14,515
	平成24年3月31日	16,719	△2,083	14,635	14,515	△1,558	12,957

- (注) 1. 当行は、特定海外債権引当金勘定はありません。
 2. 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金は全て国内向けです。
 3. 一般貸倒引当金については業種別の算定は行っていません。

業種別

(連結)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
製 造 業	3,950	1,700
農 業、林 業	—	1
漁 業	13	21
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	571	602
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	23	15
運 輸 業、郵 便 業	361	280
卸 売 業、小 売 業	546	436
金 融 業、保 険 業	201	166
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	1,167	994
各 種 サ ー ビ ス 業	2,866	2,827
地 方 公 共 団 体	—	—
そ の 他	1,449	1,321
合 計	11,152	8,368

(単体)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
製 造 業	3,950	1,700
農 業、林 業	—	1
漁 業	13	21
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	571	602
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	9	15
運 輸 業、郵 便 業	361	280
卸 売 業、小 売 業	546	436
金 融 業、保 険 業	201	166
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	1,134	994
各 種 サ ー ビ ス 業	2,147	2,236
地 方 公 共 団 体	—	—
そ の 他	241	345
合 計	9,178	6,801

(3) 業種別または取引相手別の貸出金償却の額

(連結)

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
製 造 業	550	103
農 業 、 林 業	2	1
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	131	357
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	8	6
卸 売 業 、 小 売 業	785	388
金 融 業 、 保 険 業	117	15
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	342	680
各 種 サ ー ビ ス 業	1,481	656
地 方 公 共 団 体	—	—
そ の 他	608	473
合 計	4,028	2,682

(単体)

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成23年3月31日	平成24年3月31日
製 造 業	550	103
農 業 、 林 業	2	1
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	127	357
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	8	6
卸 売 業 、 小 売 業	753	291
金 融 業 、 保 険 業	117	15
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	333	674
各 種 サ ー ビ ス 業	792	533
地 方 公 共 団 体	—	—
そ の 他	183	176
合 計	2,870	2,158

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び資本控除した額

(連結)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日		平成24年3月31日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	415,700	—	422,685
10%	—	160,334	—	170,771
20%	52,387	375	44,795	375
35%	—	293,291	—	284,884
50%	9	3,079	1	2,043
75%	—	140,775	—	154,756
100%	—	653,525	—	662,447
150%	—	2,467	—	2,509
自己資本控除	—	—	—	—
合計	52,397	1,669,549	44,797	1,700,473

(単体)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日		平成24年3月31日	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	414,395	—	421,381
10%	—	160,334	—	170,771
20%	52,338	375	44,746	375
35%	—	293,291	—	284,884
50%	9	1,400	1	1,296
75%	—	140,318	—	154,425
100%	—	659,134	—	668,311
150%	—	2,421	—	2,474
自己資本控除	—	—	—	—
合計	52,347	1,671,670	44,748	1,703,920

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(連結)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー ^(注)	23,632	45,916
保証またはクレジットデリバティブが適用されたエクスポージャー	9,116	8,214

(注) 預金担保、国債担保が該当

(単体)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー ^(注)	23,632	45,916
保証またはクレジットデリバティブが適用されたエクスポージャー	9,116	8,214

(注) 預金担保、国債担保が該当

6. 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(連結)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
グロス再構築コストの額	—	2
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	0	7
派生商品取引	0	7
外国為替関連取引	0	7
金利関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	0	7

(単体)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
グロス再構築コストの額	—	2
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	0	7
派生商品取引	0	7
外国為替関連取引	0	7
金利関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	0	7

7. 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(連結)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日		平成24年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	11,119		9,807	
上記に該当しない出資等	4,409		4,389	
合計	15,529	15,529	14,197	14,197

(単体)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日		平成24年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	11,016		9,715	
上記に該当しない出資等	12,349		12,309	
合計	23,365	23,365	22,024	22,024

(2) 銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(連結)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
売却損益額	△448	△128
償却額	1,025	113

(単体)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
売却損益額	△462	△122
償却額	1,025	113

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(連結)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	1,818	1,496
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

(単体)

(単位：百万円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	1,766	1,454
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

8. 銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額

金利ショックに対する経済価値の変動額

(単体)

(単位：百万円)

		99%タイル値	1%タイル値
経済価値の変動額	平成23年3月31日	△24,463	17,915
	平成24年3月31日	△4,401	16,984

<計測方法及び前提条件>

- ①連結子会社は、運用勘定及び調達勘定に占める比率が小さいことから、単体のみ計測しております。
- ②金利リスク量は、保有期間1年、観測期間5年の計測による金利変動の99%タイル値及び1%タイル値を金利ショックとした経済価値変動額としております。
- ③金利リスク量は、運用勘定と預金等の調達勘定を相殺しております。
- ④流動性預金のうちコア預金については、内部モデルによる預金残高の推計に基づき、金利リスク量を計測しております。

【報酬等に関する開示事項】

1. 当行の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員及び従業員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社または銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。

なお、主要な連結子法人等に該当する法人はございません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

(ウ) 「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループ業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

2. 当行の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行は、報酬等に関する方針は特に定めておりませんが、役員の報酬等の構成を

- ・基本報酬
- ・賞与
- ・株式報酬型ストックオプション

としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与は、当行の連結業績を勘案して決定しております。株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外役員を対象外としたうえで、中長期的な業績の向上と企業価値の持続的発展を期待し、一定の権利行使期間を設定し、役員の職位に応じた新株予約権を付与しております。

役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

なお、監査役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

3. 当行の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全員の報酬総額が決議され、決定される仕組みとなっております。

4. 当行の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職 慰労金	その他	
			基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	その他	基本報酬	賞与	その他			
対象役員(除 く社外役員)	6	138	108	91	16	-	-	-	-	23	6

(注) 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。
 なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社 東和銀行 第1回新株予約権	平成22年8月4日から 平成47年8月3日まで
株式会社 東和銀行 第2回新株予約権	平成23年8月13日から 平成48年8月12日まで

5. 当行の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。